

エムケイシステムトラブル弁護団

弁護士 牧野二郎

弁護士 森 悟史

弁護士 牧野 剛

エムケイシステム「社労夢」の ランサムトラブルへの対応

適正な事故解決と、再発防止対策の確実性の確保、
監査体制の確保を目指して

弁護団からの報告

1

- ・ 事件後の連合会としての対応、
- ・ 連合会個人情報保護委員会のエムケイシステムに対するヒアリング
- ・ 社労士に対するヒアリングの実施概要

2

弁護団からの提案

3

調停申立人となる方法と手続きの説明

4

質疑応答

本日のテーマ



これまでの経緯報告

＜弁護団としての受け止めを基礎に＞

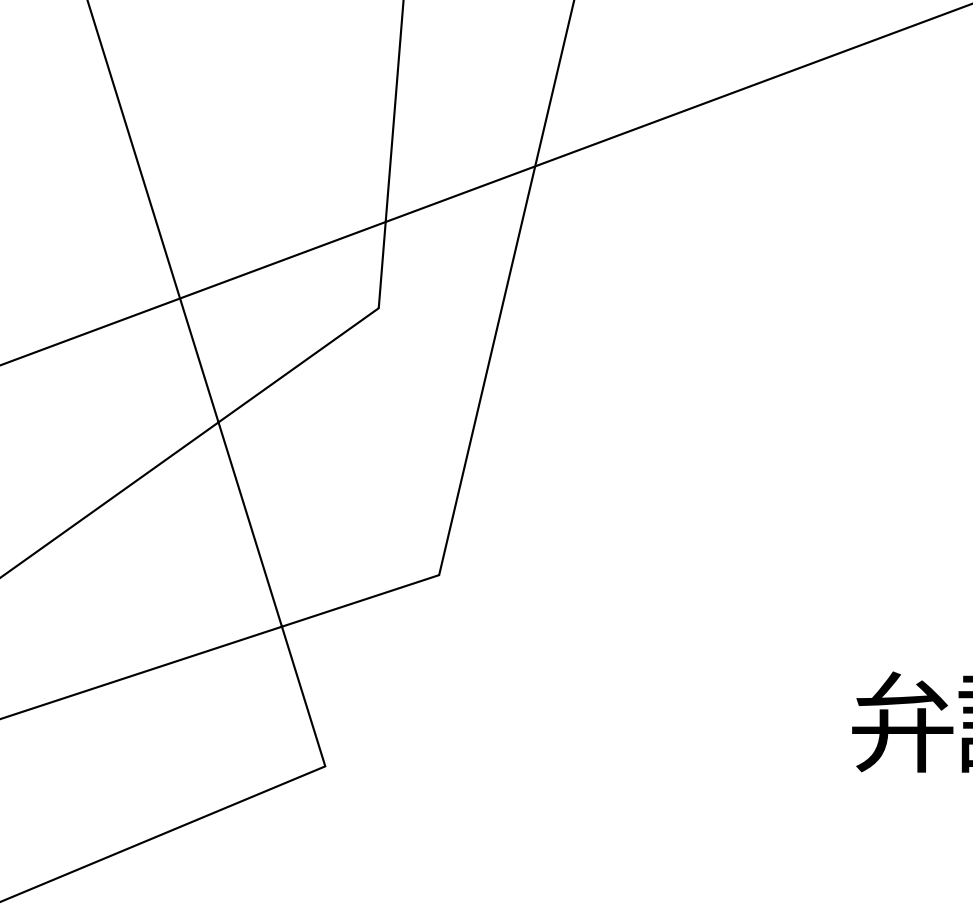
1 本日までの経緯（概要）

- 1 6月5日 全国2800の社労士事務所での混乱
→社労士連合会へ問い合わせ
- 2 連合会として事実把握 6月6日東証へ適時開示、エムケイシステムからの緊急聴取など
- 3 6月12日 社労士連合会個人情報保護委員会の開催要請
6月15日 第一回委員会開催 委員からの聞き取り
エムケイシステムヒアリング実施
連合会への方針報告 社労士連合会は社労士会全体のセキュリティ強化への対応をし、個別の被害救済は各被害者および弁護士に任せ、側面からの支援のみとすること。
- 4 エムケイシステムから順次公表報告あるも原因が示されないため再発防止策の効果についても評価できない状況が続く 東証への続報等
- 5 11月10日 連合会個人情報保護委員会からの解明のための質問状送付
11月20日 エムケイシステムから回答書受領
- 6 12月6日、12月27日 社労士連合会、弁護士準備会の被害者ヒアリング実施
- 7 弁護士団としての方針決定 2月1日から活動開始 今日に至る

2 確認事項

- 連合会の役割 全社労士事務所のIT/BCPの確立支援
クラウドサービス利用における社労士の責任の明確化と、サービス事業者に対する監査体制の確立
◎政府、経済産業省、IPAに対して会長からの申し入れ
1月29日「国民が安心して使えるクラウドサービスに関するセーフティットの構築について」
要請文書提出
政府から前向きな回答を得ている。
- 弁護団の役割 被害を受けた社労士、社労士事務所、SR経営労務センター、関係企業等の被害状況の確認と
それに基づく支援対策の立案実施
現時点では民事調停の申立ての準備を進める。
- 両者の関係 連合会は、全国社労士の支援と国民への信頼回復のための包括的な支援を実施する
が、個別の経済支援等は一切しない。
個別事案は被害者と弁護士との間で解決する。

全社労士への周知の意味において、ウェビナーの利用許可、チラシの配布を承認したが、弁護団成立前後を通して、一切の金銭支払いはない。
弁護団が実施する「全国説明会・相談会」は、弁護団の負担と責任で実施する。



弁護団からの提案

1 はじめに

- 社労士が業務上取り扱う個人情報と預けていた「社労夢」がランサム攻撃を受け、稼働停止し、業務上多大な被害を受けた。
- エムケイシステムは不稼働期間の一部の料金を放棄したのみで、十分な対応をしない。

各種被害は弁償されないのか

今後漏えいが判明したら、だれの責任が問われるのか

今後再発したら社労士の責任はさらに甚大なものになるが

再発防止対策は万全なのか

責任分岐、リスク管理の面から契約書は合理的内容なのか

2 社労士の法的な義務と責任

- いま、社労士は重大な岐路に立たされているのではないか
これは失地回復の岐路でもあるのではないか
- 社労士の立場:顧問企業従事者の個人情報(マイナンバーを含む)を管理する立場。
 - ① 安全管理措置の義務(個23条)・・・本人、顧問企業に対して負う責任
組織的・技術的・人的管理体制の確立

顧問企業との関係 顧問企業との間の「業務委託契約書」では、顧問企業の事前の書面同意がない以上、第三者(エムケイシステム等)への委託はできない。委託した場合には、再委託先(エムケイシステム等)に同等の責任を負わせ、連帯して責任を負う。

再委託先(エムケイシステム)の安全管理措置に対して、契約している社労士が責任を負う。

- ② 従業者の監督(個24条) ……事業所内の安全管理の重要ポイント
- ③ 委託先監督(個25条) ……委託先を監督する責任
- ④ 漏えい等の報告の義務(個26条)・・・漏えい、その危険の場合に詳細報告の義務

3 社労士の法的な義務と責任

事前の書面同意があることが前提

再委託先(顧問企業→社労士事務所→エムケイシステム)の場合

再委託先に対する社労士事務所の法律上の義務は、委託先監督となる。

業務委託契約書では同等の義務と連帯責任とされている。

では、前記①委託先は安全管理しているのか？ 疑問

委託先の実施状況を確認しているか？確認できるか？

前記③委託先に対する監督責任を果たしているのか？

監督責任 i 委託先選定基準による選定であること、ii 委託契約の締結、適正確保、iii 監督行為の実施(立ち入り調査、報告の受領、点検作業等)を実施したか？

前記④の報告が正しくできたのか？

何よりも、再発防止対策が適切なのか、合理的なのか、わかりますか？

再発しないと、確証をもって明言できますか？

再発したら、とんでもないことになるのが見えていますか…

4 契約書上の問題点

(「社労夢ハウス」利用契約書を参照)

- 頻繁に起こるシステム障害
システムの安全性、安定性の保証がない SLAで約束すべき SLAがない
利用者の全員が困っていること
- 安全管理規定 できる限りの安全対策の実施と § 28善管注意義務 規定はある
しかし、実践されているのか、疑問。その内容の報告は全くなされていない
- 委託先監督の規定 無し 誰も監督していない
したがって、再発防止対策の監督もできていない
- 委託先が漏洩した場合の責任
個人情報保護法に違反した場合には責任を取る § 32② と明言
「違反」とは、善管注意義務に違反したことを意味している、という構成 § 33① iii

5 エムケイシステムの債務不履行

- **詳細は後日調停の場において順次、指摘し、証拠提出予定**
- 基本的内容
 - §28 善管注意義務（同業者のハイレベルな義務）の違反
 - 利用規約 §18 **可能な限りのセキュリティ対策を約束**
 - 可能な限りのセキュリティ対策をしていない = 違反
 - ランサム攻撃への対応がなされていない = 明確な違反
- 違反の場合
 - 同 §23② 個人情報取り扱い規定違反の場合
 - 賠償責任 + 利用者が必要と認める措置を請求できる**
- 損害の発生
- 利用者が必要と認める措置

民事調停

話し合い

1 金銭賠償

今回の事故によって生じた被害（損害）について、適切な賠償を求める

2 相当な解決

契約の改定、監査体制の策定、値上の撤回など、利用者と適切かつ公平な関係性を構築する

6 今回の事件の被害

求める賠償額とは

- ① 事故により増加した人件費
従業者の人件費、外注費など、具体的出費、出捐が中心。経営者自身の苦労は無視できないが、金銭換算するのが困難な場合には算入しにくい
- ② オンプレ導入費用
本来クラウドが利用できれば必要のないものだが、安全、確実な業務の遂行上やむを得ず対応したための費用
- ③ 請求利用料金(払い戻し分)
利用料金は全額放棄すべき。一部分しか放棄していない
- ④ 信用毀損 企業(顧客)からの信頼を傷つけた分
顧問企業から厳しい批判、叱咤された、離れていった、本来依頼されるはずの依頼がされなくなった、信用がガタ落ちになった
風評被害が起きた、など
- ⑤ その他
顧問企業への説明や謝罪の送付費用、お詫びの品代など
顧問企業に他のシステムへの移行を求められ、やむなく移行したことにより発生した各種経費(契約解約による損失分、新規契約の設定費用など)も可能性あり

(別紙) 申立人 _____ (氏名・名称) _____

損害一覧

請求項目 契約書・契約書にかわる利用合意を示す証拠 甲 の 1

①本件ランサムウェア事故に関する人件費 _____ 円

計算式	証拠
	甲 の 2
本件事故を原因とする人件費であることを証する事実	

②「オンプレ版社労費」費用 _____ 円

「オンプレ版社労費」請求書・領収書 甲 の 3

③利用料差額分 _____ 円

利用可能になった日	月	日	未請求期間
計算式			
上記計算を基礎づける証拠			
甲 の 4			

④信用毀損 100万円

信用毀損を基礎づける具体的事実	証拠
	甲 の 5

⑤その他実損 _____ 円

損害を基礎づける具体的事実	証拠
	甲 の 6

損害額合計 _____ 円

調停申立書記載のとおり、値上げと不合理な契約内容の改定についての「相当な解決」を求める。

(注)詳細は申立書別紙損害一覧及び説明書を参照

7 手続の概要

- 3、4月で説明会実施 解決方法の提案 被害状況の確認・整理

疑問点の洗い出し、準備作業の実施、証拠の収集・保全をすすめる。

<手続き>

- ①「損害一覧」を作成し、弁護団へ送付（メール） → 弁護団で被害額を整理、確定
 - ②次に、弁護団から「訴訟委任契約書（標準雛形準拠のもの）」「委任状」を先生方に作成・送付
 - ③先生方は契約書、委任状に署名押印し、証拠関係書類の原本を添えて弁護団へ送付（郵送）
 - ④弁護団にて最終調整、必要に応じた連絡、書類を整備してうえで提出準備
- 5月調停申立手続き実施 予定
大阪地方裁判所に提出 期日調整
 - 6月から調停における交渉開始 予定
調停第一回は出頭予定（申立人の立合可能、義務ではない）
二回目からはwebでの交渉となる可能性あり
双方の主張、立証を進め、裁判所の整理・助言を受ける
 - 調停成立 ないし 不調 にて終了
 - 不調の場合、さらに訴訟として続行の可能性あり。別途協議が必要

8 弁護士費用

- 調停申立費用（印紙代等の実費）、弁護士報酬（着手金・報酬方式）
- サイバー保険加入の場合、着手金他手続き費用が「争訟費用」に該当するときは保険金支払いも可能に。通例では保険会社から弁護士に支払われる。
- 保険未加入の場合には、要個別検討
- 報酬（成功報酬）は、利益（金銭給付）を得られた場合にのみ発生。報酬額は得られた利益の約1割が成功報酬の予定。金銭給付が得られない場合には支払い義務はない。
- 訴訟に移行する場合には別途協議。最大限調停でまとめるべく努力が前提

9 疑問点(よくあるご質問から)

Q1	契約を解消してしまったんだが参加できるのか？	A1	被害が発生していれば、損害賠償は可能。申立は可能です。
Q2	申立てたら社労夢は使えなくなる？	A2	使えます。改善のための話し合いをするのみで、契約には違反しません。エムケイシステムには、サービス停止権限は一切ありません。
Q3	エムケイシステムは倒産しないのか？	A3	倒産は考えられません。保険に入っているはずですから保険から支払われます。さらに資金が必要であれば新株発行などで資金調達が十分可能です。上場企業でもあり、心配はいりません。
Q4	自分の名前を出したくないが？	A4	お名前を出して頂いても多数参加されるので大丈夫です。また、差別的取り扱いが違法ですから守られています。正々堂々と対応して、不利益はありません。むしろ、顧問企業を守る姿勢を明確に示すことで、顧問企業からの信頼が増すはずですよ。
Q5	社労士でないと参加できないか？	A5	昨年6月5日時点で「社労夢」を利用していた社労士の先生ほか、社労士事務所、SR経営労務センター、事務組合、顧問企業、その他団体組織の方で、被害があると考えられる方が申立可能です。
Q6	話し合いに応じてくれるのか？	A6	多くの契約者が申し立てているわけですから、話し合いには応じることが通常です。どこまで譲歩するかが問題になります。

10 全国説明会

現在、3月から4月にかけて、全国各地で説明会を実施する予定で会場を確保しています。

会場を確保したところは、以下の通りです(詳細はHPで)

北海道、仙台、東京、千葉、神奈川、埼玉、静岡、神戸、
名古屋、大阪、福岡、金沢

<https://www.makino-law.jp/sr-case/説明会のご案内/>

さらに説明会開催のご要望があれば、ご相談ください。可能な限り対応させていただきます。

社労士の先生だけではなく、被害が出ているSRセンター、事務組合の皆様、社労夢を利用していた顧問企業の皆さんも参加可能です。

参考資料等の掲載

牧野総合法律事務所特設ホームページ

<https://www.makino-law.jp/sr-case/>

申立書雛形や参考資料をアップしています。

お問合せ・ご質問は sr-bengo@makino-law.jp までメールください。